

第45回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和6年5月9日（木）午前10時00分～午前10時55分

2 場 所 石巻市防災センター 2階 多目的ホール

3 1号委員 高橋 武徳委員

三浦 孝一委員

丸岡 泰委員

白土 典子委員

畠山 雄豪委員

2号委員 阿部 浩章委員

遠藤 宏昭委員

千葉 正幸委員

櫻田 誠子委員

3号委員 斉藤 喜浩委員（代理 木村 晃 副所長）

中嶋 吉則委員

赤間 博之委員（代理 佐藤康治 交通課長）

荻谷 智大委員

田中 雅子委員

齋藤 志穂委員（欠席）

事務局

市長

齋藤 正美

建設部 部長

梶原 正義

理事兼次長

大壁 勇彦

次長

佐藤 一弘

次長

今野 正太郎

都市計画課課長補佐

木村 貴俊

課長補佐兼都市計画係長

相原 春彦

技術主幹

後藤 寛

主任技師

阿部 幸嗣

主任技師

佐島 優貴恵

主任主事

関根 愛

主事

伊藤 壮一朗

傍聴者 なし

4 議 題

第 1 6 3 号議案 石巻広域都市計画区域区分の変更について（宮城県決定）

第 1 6 4 号議案 石巻市立地適正化計画（案）について

5 議事の概要

2 議案とも、全員の賛成により、原案どおり承認された。

6 会議経過

午前 1 0 時 開会

【司会】

会議の開会にあたりまして、皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、本日の次第 3、議題以降会議での写真等の撮影、録画、録音は、事務局が行うものを除き、御遠慮いただいておりますので、御協力をお願いします。それでは、ただ今から第 4 5 回石巻市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、石巻市建設部都市計画課後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず初めに、本日の資料を確認させていただきます。本日の次第、石巻市都市計画審議会委員名簿、座席表、参考資料（右上に 3 番と書かれた資料）それから御持参をお願いしておりました、議案書及び議案書別冊（事前に送付しているもの）、前回、諮問のありました、石巻市立地適正化計画（案）と概要版、以上となります。

先ほど齋藤志穂委員から、体調不良のため欠席するという報告がございましたので、大変申し訳ありませんが、お配りした資料の訂正をお願いいたします。

それではここで、前回の審議会以降、委員の異動がございましたので、新しい委員に齋藤市長から委嘱状を交付させていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にて御起立をお願いします。

中嶋 吉則 様

ここで、代理出席について委員の皆様にお諮りいたします。代理出席の方については、行政機関からの選出委員であり、本日の会議について委員名での委任状を提出頂いております。従いまして、本日開催の審議会の委員として、御承認頂く事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

【司会】

ありがとうございました。それではここで、本日の審議会の成立について御報告を申し上げます。石巻市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出

席がなければ、会議を開くことができないことになっております。本日は、委員15名中、本人出席12名、代理出席2名で、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。それではここで、齋藤市長から挨拶申し上げます。

【市長】

どうも皆さん、おはようございます。足元の悪い中、ありがとうございます。第45回石巻市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から本市の都市計画行政をはじめ、各般にわたり多大なる御支援、御協力を賜っておりますことを心から厚く御礼申し上げます。さて、本日の審議会は、宮城県決定案件であります「石巻広域都市計画区域区分の変更」と、「石巻市立地適正化計画(案)」についてお諮りするものであります。

「石巻広域都市計画区域区分の変更」につきましては、昨年5月30日に開催した、第42回石巻市都市計画審議会において御承認頂いた、「西道下地区」の市街化区域編入等について、宮城県から意見を求められたものであり、また「石巻市立地適正化計画(案)」につきましては、前回の審議会において諮問させて頂き、委員の皆様から頂戴した御意見に対する市の見解、対応案を御説明のうえ、お諮りするものであります。委員の皆様の様々な視点から、忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。令和6年5月9日 石巻市長齋藤正美

【司会】

ここで、齋藤市長は別公務のため退席させていただきます。

それでは、ここからは丸岡会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

【丸岡会長】

それでは次第の3、議題に入ります。まず初めに、第163号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

都市計画課課長補佐の木村と申します。それでは、第163号議案について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。議案の説明に入る前に「区域区分」について簡単に触れたいと思いますので、表紙番号3の参考資料を御用意ください。参考資料1は、県が作成した「宮城の都市計画」というパンフレットになります。3ページの下3-1、区域区分の欄を御覧ください。資料には記載がありませんが、都市計画法第7条第1項の規定によりますと、区域区分とは、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、と定められております。また、同条第2項に、市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定め

られており、写真では赤線より右側の区域となります。また、同条第3項に、市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域」と定められており、写真では赤線より左側の区域となります。宮城県では、今回説明する「石巻広域都市計画区域」と、「仙塩広域都市計画区域」の2つの都市計画区域に対して、区域区分を定めております。それでは、都市計画の変更案について説明いたします。

表紙番号1の議案書を御用意下さい。めくって頂き黄色の中表紙、第163号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更についてでございます。こちらは、宮城県が都市計画決定するものでございますが、決定にあたり関係市町へ意見を求められたものでございます。

めくって頂き、1ページ計画書を御覧ください。1、市街化区域及び市街化調整区域の区分については3ページ以降の「計画図」表示のとおりとなっております、後ほど説明いたしますので、2ページ「石巻広域都市計画総括図」を御覧頂き、場所の御説明をします。今回新たに市街化区域に編入する区域は、図面の引き出し線で一番右側、「石巻市の西道下地区」約21.1ヘクタール、及び図面の引き出し線の真ん中、「東松島市の赤井川前三番地区」の約1.6ヘクタールの2地区となっております。また新たに市街化調整区域に編入する区域、及び市街化調整区域から除外する区域は、図面の引き出し線の左側、「東松島市の上福田地区及び蛇沼向地区」でそれぞれ約9.2ヘクタールでございます。これは、東松島市と美里町の行政区域の変更によるもので、面積の増減はございません。

次に1ページにお戻り頂き、「2、人口フレーム」について御説明いたします。今回の変更では、人口については表に示すとおり、令和7年の市街化区域人口で約12万5千人と推計しており、今回の変更に伴う人口の増減はありません。

次に「3、変更の理由」について御説明いたします。読み上げます。都市計画法第6条の2の規定により定める「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「方針」という。）においては、事業の確実性等が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を、市街化区域編入予定地区として位置づけている。令和元年5月に都市計画決定した同方針に基づき、今回は第2次保留解除として、民間開発事業による石巻市及び東松島市について、今回、その位置及び規模が確定し、事業実施の確実性が得られたことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものとなっております。また、東松島市と美里町にまたがる区域において、ほ場整備事業が実施され、行政区域が変更となったため、これらの土地の区域に合わせて市街化調整区域に編入、及び除外するものとなっております。

次に3ページを御覧ください。3ページは「石巻市西道下地区」の計画図となっております、市街化区域に編入する区域は赤色実線で囲まれた約21.1ヘクタールとなっております。

次の4ページは、「東松島市赤井川前三番地区」の計画図となっております、市街化区域に編入する区域は赤色実線で囲まれた約1.6ヘクタールとなっております。

次の5ページから8ページは、東松島市の「上福田地区」及び「蛇沼向地区」の計画図となっております、赤色で着色された箇所が市街化調整区域に編入する区域、黄色で着色された箇所が市街化調整区域から除外する区域となります。以上の案について、宮城県から石巻市へ変更に係る図書の縦覧依頼があり、都市計画法第17条第1項の規定に基づき「令和6年4月5日から4月19日まで」公衆の縦覧に供しました。縦覧結果につきましては、縦覧者は

無く意見書の提出もありませんでした。

最後に、都市計画決定の流れについて御説明しますので、表紙番号3、参考資料の2を御覧ください。表の左側が石巻市の流れ、表の右側が宮城県の流れを記載しております。今回の変更案にあります「西道下地区」につきましては、都市計画提案制度による民間からの提案を受けて、令和5年5月30日に開催した、「第42回石巻市都市計画審議会」で御承認頂いた、市街化区域の編入案について、令和5年8月24日に宮城県へ申し出を行っております。手続きが完了している事項については、灰色で表示しております。今回は「緑色の部分」ですが、宮城県から「石巻広域都市計画区域区分の変更」に係る意見聴取について、文書で照会があり、赤線で囲まれた本日の審議会で、今回お諮りしているものであります。本日の審議会で御了承頂ければ、宮城県へ回答を行い、その後、都市計画決定に関する所定の手続きが、県、市ともに進められることとなります。表の右側、宮城県の決定案件であります、区域の変更及び区域区分の変更（所謂市街化区域の編入）に関しましては、宮城県の都市計画審議会が令和6年5月下旬に予定されており、また用途地域、準防火地域、特別用途地区、地区計画、下水道等の市決定案件については、次回、6月下旬に予定しております第46回石巻市都市計画審議会で、御審議頂く予定としております。そこで御承認頂ければ、都市計画の決定告示を行う事となり、また、地区計画につきましては、石巻市条例の改正の手続きに進む事となります。以上で、第163号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更」についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【丸岡会長】

ありがとうございました。委員の皆様から何かございますか。

荻谷委員さん、お願いいたします。

【荻谷委員】

御説明ありがとうございました。今回、区域編入される区域に関しましては、まだ策定されておきませんが、立地適正化計画の方では、居住誘導区域外に指定する見込みのエリアだと思いますけれども、順番がおそらくこちらの方が先で区域編入してとなると思うのですが、今後例えば誘導区域に指定するといった、そっちの方の変更があるのかどうかと、今後地元からの提案があったとして、開発見込みがあるから区域編入し、そこに対して立地適正化計画自体、例えば居住誘導区域、都市機能誘導区域外であれば、そこに対して条件と言いますか、そういったものがかかる、そういったプロセスがあるのか、ということをお聞きできればと思いました。

【事務局】

お答えいたします。今回編入する「西道下地区」については、主に商業系の区域となります。今、御意見のありました、立地適正化計画の誘導区域に含めるのか、という部分については、現在のところ想定してはございません。緩やかに誘導していく中で、その条件に応じて検討するような内容かなと考えておりますので、現段階では、区域に含めるということとは

考えておりません。以上です。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。ほかに委員の皆様から何かございますか。

それでは、お諮りします。第163号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）について」、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員による挙手）

【丸岡会長】

ありがとうございます。全員挙手していただいたと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に第164号議案「石巻市立地適正化計画（案）」の審議に入ります。前回の審議会で諮問を受け、委員の皆様からの意見を頂く期間を取りました。それでは、その対応について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは第164号議案について、説明させていただきます。石巻市立地適正化計画（案）に對しまして、前回の審議会で諮問以降、委員の皆様から大変貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。本日御審議いただきます内容は、委員の皆様から頂戴した御意見と、それに対する本市の見解、対応について御説明したうえで、石巻市立地適正化計画の最終案を御提案させていただき、その内容について、御審議をお願いするものでございます。それでは、説明させていただきます。表紙番号2と記載された資料と、併せて前回の諮問の際にお配りさせていただきました、石巻市立地適正化計画（案）の本編、表紙番号3と記載された参考資料の3点を御用意願います。今回頂戴いたしました御意見は4名の方から全部で7件ございました。それでは早速ですが、1件ずつ説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。表の左側から「意見番号」、「頂戴しました御意見等」、「市の見解」、「市の対応」、そして「該当ページ」の表形式で記載しております。まず、意見1についてであります。2点御意見を頂戴しておりまして、まず1点目、意見1、意見等の欄の2段落目において、「まちの活性化、産業振興の一つとして観光の推進」により「交通、宿泊、人等色々の分野に影響を及ぼすのではないか」という「観光の推進」に関する御意見でございます。このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画では、人口減少、少子高齢化の中において40年後の目指すべき都市の将来像を見据えた上で、20年後のあるべき都市構造の構築を目指す計画としています。エリアビジョンにおける都市核拠点の目指す姿として、「交流」や「賑わい」等の創出による観光の推進を掲げており、この目指す姿を実現するため、関係機関と連携しながら観光振興を含む様々な機能誘導施策を展開してまいります。とさせていただきます。で、「第6章 サービス拠点形成エリア」の「1. エリアビジョン」において、「都市核拠点」

の「目指す姿」や、目指す姿を実現するために実施する「機能誘導施策」の中に観光振興によるまちの活性化に関する記述をしております。本議案書の1ページから2ページにかけて、本計画における該当箇所を、抜粋して掲載しております。このことから、本計画を修正しないこととさせていただきます。

再び1ページをお開き願います。2点目の御意見として、意見1、意見等の欄の3段落目において、「元気な高齢者の方の担い手としての活用方策も必要なのではないか」という御意見でございます。3ページをお開きください。このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画では、働き方・暮らし方が多様化する中でエリアビジョンを示すことにより、それぞれのライフスタイルにあった暮らしの選択を可能とし、個人個人が生きがいを持ち活躍できるまちづくりを目指すものです。都市を時代の変化に合わせた姿へ変容させるまちづくりを推進し、市民の生活満足度の向上を目指してまいります。このことについては、第5章の立地適正化の目指す方向や目指す住まい方・暮らし方の考え方により示しています。とさせていただきます。なお、本計画は、個別具体的な施策について記載するものではありませんが、本計画で示した方針に基づき、本市の各課が所管する個別計画において、高齢者の就労や社会参加等を支援するような施策が展開されていくものと考えております。このことから、本計画を修正しないこととさせていただきます。

次に4ページをお開き願います。意見2につきましては、「20年後、40年後の住み良い石巻に向け」、「計画があるからできる」という「攻めの姿勢の運用」をするためにも、「民間事業者などを交えた意見交換の場を設けることで、官民の枠を越えた各取組の推進をしていくことができれば良い」という御意見でございます。このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画では概ね5年ごとに施策・事業の実施状況の調査、分析、検証を行い、適宜計画の見直し等を実施していくこととしております。また計画の進行管理にあたっては、今後、市民や民間事業者等で構成する外部の検証組織を立ち上げ、意見交換の場の設置を検討してまいります。とさせていただきます。まして、「第10章 目標達成に向けた指標と進行管理」の「2. 計画の進行管理」において記述をしていることから、本計画における該当箇所を、抜粋して掲載しております。このことから、本計画を修正しないこととさせていただきます。

次に5ページをお開き願います。意見3につきましては、「都市核拠点の機能強化」は「石巻市民の持続的で豊かな生活を担保する上でも非常に重要」であることから、「本計画を根拠」とした「高次都市施設の戦略的誘導・集約」を「期待する」という御意見でございます。このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画において、高次都市施設は「都市の中心的な拠点においてその役割を果たす施設」と定義しています。都市核拠点の目指す姿や求められる機能に応じた拠点形成施設を位置づけ、施設の維持及び誘導を図るとともに、機能誘導施策を幅広く展開していくことにより、拠点としての機能強化を図ってまいります。また、5年ごとの見直しの中で、新たな施設を拠点形成施設に位置づけること等を検討しながら、継続的に拠点としての機能強化を図ってまいります。とさせていただきます。まして、「第6章 サービス拠点形成エリア」の「4. サービス拠点形

成エリアの拠点形成施策」において、都市核拠点における拠点形成施設の設定や機能誘導施策について記述しており、本議案書5ページ及び6ページに本計画の該当箇所を抜粋して掲載しております。このことから、本計画を修正しないこととさせていただきます。

次に7ページをお開き願います。意見4につきましては、本計画は石巻市内の土地利用について定めるものであることを御理解いただきつつも、「隣接する地域（特に市街地西部エリア）の土地利用についても注視し、居住誘導区域への居住誘導を低減するような区域外での開発が起これないよう関係機関との調整を図る場が必要ではないか」という御意見でございます。こちらの御意見において、「フリンジエリア」という言葉で表現いただいておりますが、「市街化区域と市街化調整区域に線引きされた境界の周辺」を指しているものとして理解しているところですが、このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画は都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられるものであり、都市計画マスタープランにおいては宮城県が定める「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定されます。本市といたしましても隣接市町を含めた広域的な土地利用のあり方について、本市の都市計画マスタープランに定めるとおり、「土地利用規制と都市施設計画との連携を堅持しつつ、必要な都市計画区域及び区域区分の見直しを検討し、適正に整備、開発及び保全を行い、都市機能の集約に努め」てまいります。また、関係機関と連携した居住促進施策の展開により、まとまりのある市街地形成を目指してまいります。とさせていただきます。本計画には記載していないものの、石巻市都市計画マスタープランにて基本的な考え方を示していることから、本計画の修正は行わないこととさせていただきます。なお、この石巻市都市計画マスタープランの該当ページにつきましては、表紙番号3の参考資料3として、添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、意見4の居住誘導に関しまして、都市型居住促進エリア（いわゆる居住誘導区域）を、本議案書の7ページに掲載しました区域のとおり設定しており、議案書の8ページをお開きください。8ページも本計画の該当箇所を抜粋したものですが、これら「居住促進施策」を実施することにより、この都市型居住促進エリア内の人口割合の緩やかな上昇等を図ってまいります。このことから、本計画を修正しないこととさせていただきます。

次に9ページをお開き願います。上段の意見5につきましては、本計画で示している方針等をどのように「市民の方々に伝え」ていくのか「周知方法など検討していただきたい」という御意見であります。このことにつきまして、「市の見解」を読み上げさせていただきますと、本計画は、人口減少・少子高齢化の中にあっても将来の石巻市が目指す姿と、暮らし方のイメージをエリアビジョンとして示し、市民のライフスタイルに応じた暮らしの選択ができるように市民に共有するものです。今後、市HPや市報で周知するほか、市民と共有できるような場や若者世代等からの意見を聞く機会を設けることを検討してまいります。とさせていただきます。具体的な周知方法について計画書上に記載しておりませんが、本計画は個別具体的な取組を記載するものではないことから、本計画の修正は行わないこととさせていただきます。御了承願います。

次に同じく9ページの下段の意見6につきましては、「ここにかかる費用はどれくらいな

【丸岡会長】

ありがとうございました。それでは、以上で本日の議事は終了となります。最後に次第の5、その他として委員の皆様から何かございますか。

【遠藤委員】

議案に対しては今承認しましたが、今日は出ませんでした。以前の審議会でも出ましたし、今日の立地適正化計画に対する意見1、2、3でもありますように、官民連携体制とか民間事業者を交えて意見交換だとか、民間活力の増強だとかの文言が出てきて、市民への周知をどうするのか、というような御意見が出ていましたので、今日ここで承認した事は、私たちが責任を持ちますが、市民にこういった具体的な内容が届いてないから、このような意見が出ていると思うので、市民への周知をもう少し細かくやった方が良いのではないかと感じましたので、今後の市民への周知の具体的なものがあれば、お聞かせ願います。

【丸山会長】

事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。周知方法と言うことでよろしいでしょうか。我々計画を策定していく過程で、懇談会等で若者の意見を聞くという意見を出されていて、周知方法を検討しているのですけれども、なかなか計画そのものが難しい内容となっているので、若者の意見や、市民に届くような周知方法について、庁内の関係課との調整や意見をもらいながら、どういったやり方、例えば若者の意見であれば、学校とか保育所とか、これから若者が担っていくまちづくりになると思うので、若者の意見に重きをおきつつ、関係課と周知方法について勉強させて頂きたいと思います。それから、遠藤委員さんもシンポジウムにお越しになって頂いたと思うのですけれども、石巻専修大学とのシンポジウムの開催とか、これから大学と調整していくのですけれども、そういったシンポジウムなどで意見をもらうとか、そのような中で5年毎の見直しで検証していく材料になるのかなと考えております。

【遠藤委員】

今のよろしいと思います。市のホームページに掲載するとか、市報を使うとか、行政側で出来る事はやっていると思います。市民は受け身なのです。発信された事を聞き流して居る事がこれまでだったのですけれども、これからは人口減少して、17万人の石巻市であれば維持できたものが、今13万5千人を切っているような人口で、3万人も減っているから維持できないというような事を伝えて、市民がもっと行政なりこういった計画に関心をもってもらうような、周知をしなければいけないのだろうと、これまでは、こういった計画ですと、ホームページに載っているけれども、これからは、ぜひ見てください、といったような周知の仕方をしていかなければならないのかなと、まずはこれを見ていただく、市民に参加してもらう、というようなやり方、周知方法が必要ではないのかなと思ったので、意見し

ているわけなのですが、今後、これまでとは違った、市民が食いつきやすい周知を考えるべきだと思うのですが、それについての御意見をお聞かせください。

【丸山会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ここで具体的な事をお答えする事はできませんが、そういう視点は非常に大事なのかなと考えております。計画をつくって終わりとならないよう、庁内でも計画そのものを理解しているかどうかという不安があります。まずは庁内での意識づけ、各課で持っている施策にもつながると思いますし、周知についても我々も努力しますが、議員さんたちも、こういった計画がある事の周知に御協力をお願いします。

【丸岡会長】

千葉委員さんお願いします。

【千葉委員】

今話せる段階でよろしいのですが、西道下地区、都市計画の決定までまだまだ先ですが、商業系の区域との事です、今段階において公表して良い段階といたしますか、どういった施設が進出してくるのかという事について、もしわかる範囲で公表して良いのであれば、お聞かせください。

【丸岡会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

西道下地区は商業施設、所謂ホームセンターとかスーパーとかと、医療系の施設、介護サービスとか薬局といった類のものになります。

【千葉委員】

そのへんはわかっていますが、順調に進んでいるのかお伺いします。

【事務局】

順調に進んでいると認識しております。

【丸岡会長】

田中委員さんお願いいたします。

【田中委員】

遠藤委員が質問された話に通じるのですけれども、先ほど周知というところで、ホームページとか市報とか、できる事をしていると思うのですけれども、大きな計画なので、若者たち、子供から、次世代からいかに意見を貰っていくかが、すごく大事な観点かなと思います。市役所さんでそこを全部担っていくのは、本当に厳しいと思いますので、私たちが委員としていきますので、例えばシンポジウムで、具体的にどうやって意見を聞く場を作っていくのかとか、その他の周知方法、意見を貰う方法をこういう場でも、別途、都市計画課の方へ伺っても構いませんので、多様な意見を取り入れる中で、良い方策を一緒に考えていければと思います。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございました。我々も行政サイドの考え方しかできない固い頭という事もあり、民間の方の声が大事でありますので、ぜひそういった機会があればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。ほかに御意見はございますか。無ければ、事務局からお願いいたします。

【梶原建設部長】

建設部長の梶原でございます。この場をお借りして、ただいま御審議頂きました「石巻市立地適正化計画」につきまして、一言御礼の御挨拶をさせて頂きたいと存じます。立地適正化計画につきましては、令和4年4月に改定した「石巻市都市計画マスタープラン」の高度化版として、令和3年度から策定作業に入ったものでございます。この間、津波浸水想定公表に伴う「地域防災計画の改訂」ですとか、庁内関係部局との調整に時間を要しました部分もございましたけれども、委員の皆様をはじめ、多くの方々からの御意見、御議論を頂きまして、本日取りまとめに至ることができました。改めまして感謝申し上げます。東日本大震災からの復興を経て、将来の人口減少を見据えた都市像を計画に落とし込む事は、これまでにない部分でございまして、大変難しいものでありましたが、40年後の本市のまちの姿を見据え、20年間かけて都市構造の変革を図るため、御承認頂いた「本計画」を、ただいまも御議論ありましたけれども、市民と共有、色々な御意見をいただきながら、今後のまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。委員の皆様には引き続き御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【丸岡会長】

皆様、長時間にわたってどうもありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

【司会】

丸岡会長、議事進行ありがとうございました。「石巻市立地適正化計画」について、会長から石巻市長への答申につきましては、5月中旬を予定しているところです。また計画の公表につきましては、今後一定程度の準備期間、周知期間を設けたうえでの公表を予定しているところです。計画書につきましては、市内部の手続きを経たうえで製本し、委員の皆様に改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。また次回、第46回石巻市都市計画審議会ですが、来月の令和6年6月27日（木曜日）の午前10時から予定しております。場所は、ささえあいセンターを予定しております。後日御案内させていただきますが、日程調整のほどよろしくお願いいたします。以上を持ちまして、第45回石巻市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。駐車券をお預けした方は、受付にてお返ししますのでお申しつけください。

午前10時55分 閉会